



長野県報

5月16日(木)
令和6年
(2024年)
第508号

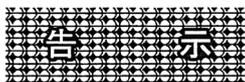
目次

告示

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類の一部改正（県民の学び支援課）	1
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の名称及び所在地変更の届出（保健・疾病対策課）	2
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定辞退（保健・疾病対策課）	2
解除予定保安林にする旨の通知（2件）（森林づくり推進課）	2
基本測量の終了（3件）（建設政策課）	3
公共測量の実施（2件）（建設政策課）	4
公共測量の終了（7件）（建設政策課）	4
道路の区域変更及び関係図面の縦覧（道路管理課）	6
道路の供用開始及び関係図面の縦覧（2件）（道路管理課）	7

公告

大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による届出及び届出書の縦覧（2件）（産業立地・IT振興課）	8
企画提案公募（プロポーザル）（建設政策課技術管理室）	20
建築士法に基づく二級建築士の免許の取消し（建築住宅課）	21
随意契約の相手方の決定（会計課）	21
土地改良区の管理規程の変更の認可（農地整備課）	22
土地改良区の定款変更の認可（3件）（農地整備課）	22
土地改良区役員の就退任の届出（2件）（農地整備課）	22
随意契約の相手方の決定（学びの改革支援課）	24
特定調達契約に係る一般競争入札（2件）（情報管理課）	25
特定調達契約に係る落札者の決定（5件）（水道・生活排水課）	28



長野県告示第270号

学校法人及び法人の行うことのできる収益事業の種類（平成20年長野県告示第591号）の一部を次のように改正します。
令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

第1条中「第26条第1項」を「第19条第1項」に改める。

第2条中「は、」を「は、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である」に、「平成25年総務省告示第405号」を「次条において「日本標準産業分類」という。」に改める。

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、令和7年4月1日から施行する。

県民の学び支援課

長野県告示第271号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の指定自立支援医療機関の指定を次のとおり行いました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	指定した年月日
クスリのサンロード薬局岡谷店	諏訪郡下諏訪町上赤砂3439番1	令和6年5月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第272号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関から当該指定に係る医療機関の名称及び所在地の変更があった旨の届出がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

変更前の医療機関の名称及び所在地	変更後の医療機関の名称及び所在地	変更した年月日
稲里土屋薬局 長野市下水鮑1-2-3	アイン薬局稲里店 長野市下水鮑1-2-3	令和6年5月1日
北市土屋薬局 長野市若里1丁目34-3	アイン薬局北市店 長野市若里1丁目34-3	令和6年5月1日
ひがの土屋薬局 長野市下水鮑1-1476	アイン薬局ひがの店 長野市下水鮑1-1476	令和6年5月1日
若穂土屋薬局 長野市若穂綿内7530	アイン薬局若穂店 長野市若穂綿内7530	令和6年5月1日

保健・疾病対策課

長野県告示第273号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定の辞退がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

精神通院医療

医療機関の名称	所在地	辞退年月日
健和会 飯田中央診療所	飯田市鼎上山1552-1	令和6年4月30日

保健・疾病対策課

長野県告示第274号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 解除に係る保安林の所在場所
下伊那郡天龍村神原6206の4・6207の7・6209の6（以上3筆国有林）、6207の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

〔次の図〕は、省略し、その図面を長野県林務部森林づくり推進課及び天龍村役場に備え置いて縦覧に供する。〕

森林づくり推進課

長野県告示第275号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けましたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示します。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 解除に係る保安林の所在場所

東筑摩郡筑北村坂北字入川11872の20から11872の23まで

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

森林づくり推進課

長野県告示第276号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 ①火山土地条件図データ作成（草津白根山地区）
②火山土地条件図データ作成（浅間山地区）
③火山土地条件図データ作成（御嶽山地区）

2 作業期間

令和5年10月6日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

小諸市、佐久市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町、木曾郡木曾町、木曾郡王滝村、下高井郡山ノ内町

建設政策課

長野県告示第277号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 火山防災地形調査（焼岳）

2 作業期間

令和5年12月4日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

松本市

建設政策課

長野県告示第278号

国土交通省国土地理院長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定による基本測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

基本測量 電子基準点測量

2 作業期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

3 作業地域

長野市、松本市、飯田市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、佐久市、千曲市、東御市、安曇野市、南佐久郡佐久穂町、南佐久郡川上村、北佐久郡軽井沢町、小県郡長和町、上伊那郡箕輪町、下伊那郡阿智村、下伊那郡根羽村、下伊那郡大鹿村、木曾郡上松町、木曾郡木曾町、木曾郡木祖村、木曾郡玉滝村、木曾郡大桑村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、北安曇郡白馬村、下高井郡山ノ内町、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第279号

佐久穂町長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 カラーデジタル空中写真（地上画素寸法16cm）

2 作業期間

令和6年4月15日から令和6年9月30日まで

3 作業地域

南佐久郡佐久穂町

建設政策課

長野県告示第280号

麻績村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定による公共測量を実施する旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

1 作業種類

公共測量 数値地形図データ修正（地図情報レベル2500、5000、10000）

2 作業期間

令和6年4月4日から令和6年8月9日まで

3 作業地域

東筑摩郡麻績村

建設政策課

長野県告示第281号

法務省長野地方務局長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量
- 作業期間
令和5年11月1日から令和6年2月29日まで
- 作業地域
長野市

建設政策課

長野県告示第282号

関東地方整備局利根川水系砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 航空レーザ計測
- 作業期間
令和6年1月1日から令和6年3月25日まで
- 作業地域
小諸市、北佐久郡軽井沢町、北佐久郡御代田町

建設政策課

長野県告示第283号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 UAVレーザ測量
- 作業期間
令和5年12月4日から令和6年3月25日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第284号

北陸地方整備局松本砂防事務所長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部守一

- 作業種類
公共測量 基準点測量、UAVレーザ測量
- 作業期間
令和5年10月3日から令和6年3月25日まで
- 作業地域
松本市

建設政策課

長野県告示第285号

生坂村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 写真地図作成
- 作業期間
令和5年12月22日から令和6年3月29日まで
- 作業地域
東筑摩郡生坂村

建設政策課

長野県告示第286号

筑北村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 筑北村農道台帳作成業務
- 作業期間
令和5年10月27日から令和6年3月12日まで
- 作業地域
長野市、松本市、千曲市、安曇野市、小県郡青木村、東筑摩郡麻績村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡筑北村

建設政策課

長野県告示第287号

筑北村長から、次のとおり測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項・第39条の規定による公共測量を終了した旨の通知がありました。

令和6年5月16日

長野県知事 阿部 守一

- 作業種類
公共測量 写真地図作成
- 作業期間
令和5年12月20日から令和6年3月29日まで
- 作業地域
東筑摩郡筑北村

建設政策課

長野県木曾建設事務所告示第4号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和6年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年5月16日

長野県木曾建設事務所長 片桐 剛

- 道路の種類 県道
- 路線名 上松南木曾線

3 道路の区域

区 間	新旧別	敷地の幅員	延 長
木曾郡大桑村大字殿1番の90地先から 木曾郡大桑村大字殿982番の68地先まで	旧	10.4 ~ 25.5 m	0.4660 km
木曾郡大桑村大字殿21番の129地先から 木曾郡大桑村大字殿982番の68地先まで		6.5 ~ 6.5	0.1350
木曾郡大桑村大字殿1番の90地先から 木曾郡大桑村大字殿982番の68地先まで	新	10.4 ~ 25.5	0.4660
木曾郡大桑村大字殿21番の129地先から 木曾郡大桑村大字殿982番の68地先まで		6.5 ~ 6.5	0.1350
木曾郡大桑村大字野尻803番の2地先から 木曾郡南木曾町読書2467番の2地先まで		8.0 ~ 87.4	3.5172

道路管理課

長野県木曾建設事務所告示第5号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曾建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年5月16日

長野県木曾建設事務所長 片 桐 剛

- 路 線 名 上松南木曾線
- 供用を開始する区間
木曾郡大桑村大字野尻803番の2地先から
木曾郡大桑村大字野尻939番の177地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年5月16日

道路管理課

長野県長野建設事務所告示第6号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和6年6月4日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県長野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和6年5月16日

長野県長野建設事務所長 坂 口 一 俊

- 路 線 名 403号
- 供用を開始する区間
長野市松代町岩野字山裏107番の1地先から
長野市松代町岩野字山裏78番地先まで
- 供用を開始する期日 令和6年5月16日

道路管理課